

豊中市宿泊施設立地促進奨励金交付要領

【目的】

市内において、宿泊施設の立地の促進を図ることで、広域から多様な人が訪れる拠点づくりに資するとともに、市内外から多世代の人が集う魅力と賑わいを創出し、本市経済を活性化することを目的とします。

対象地	都市機能誘導区域のうち 「千里中央駅周辺区域」・「蛍池駅・大阪空港駅周辺区域」 「豊中駅・岡町駅周辺区域」
対象者	宿泊施設を立地する者（建物所有者）であって、宿泊施設が下記の要件を満たすもの ・新設又は建替えの場合：客室数100室以上 ・増設の場合：新たな客室を25室以上増加し、総客室数100室以上

【奨励金額】

	集会機能なし	集会機能あり
内容	$\left[\begin{array}{c} \text{土地} \\ \text{建物} \\ \text{設備} \end{array} \right] \text{に係る固定資産税相当額の } \frac{3}{4}$	$\left[\begin{array}{c} \text{土地} \\ \text{建物} \\ \text{設備} \end{array} \right] \text{に係る固定資産税相当額}$
雇用促進	営業開始後3年を経過した日に 市民を1年以上新規に正規雇用している場合、 1人あたり10万円（上限1千万円）	
上限	1億円（1会計年度につき）	
交付期間	5年間 ※都市再生緊急整備地域で定める「千里中央駅周辺地域」の場合、10年間	

※集会機能：集会、娯楽、催し物などのために使用できる一体的な空間で、
1室の床面積が400m²以上の施設

※複合施設の場合は、宿泊施設に係る床面積を対象とする。

※詳細は下記連絡先までお問合せください。

＜申込み・問合せ先＞

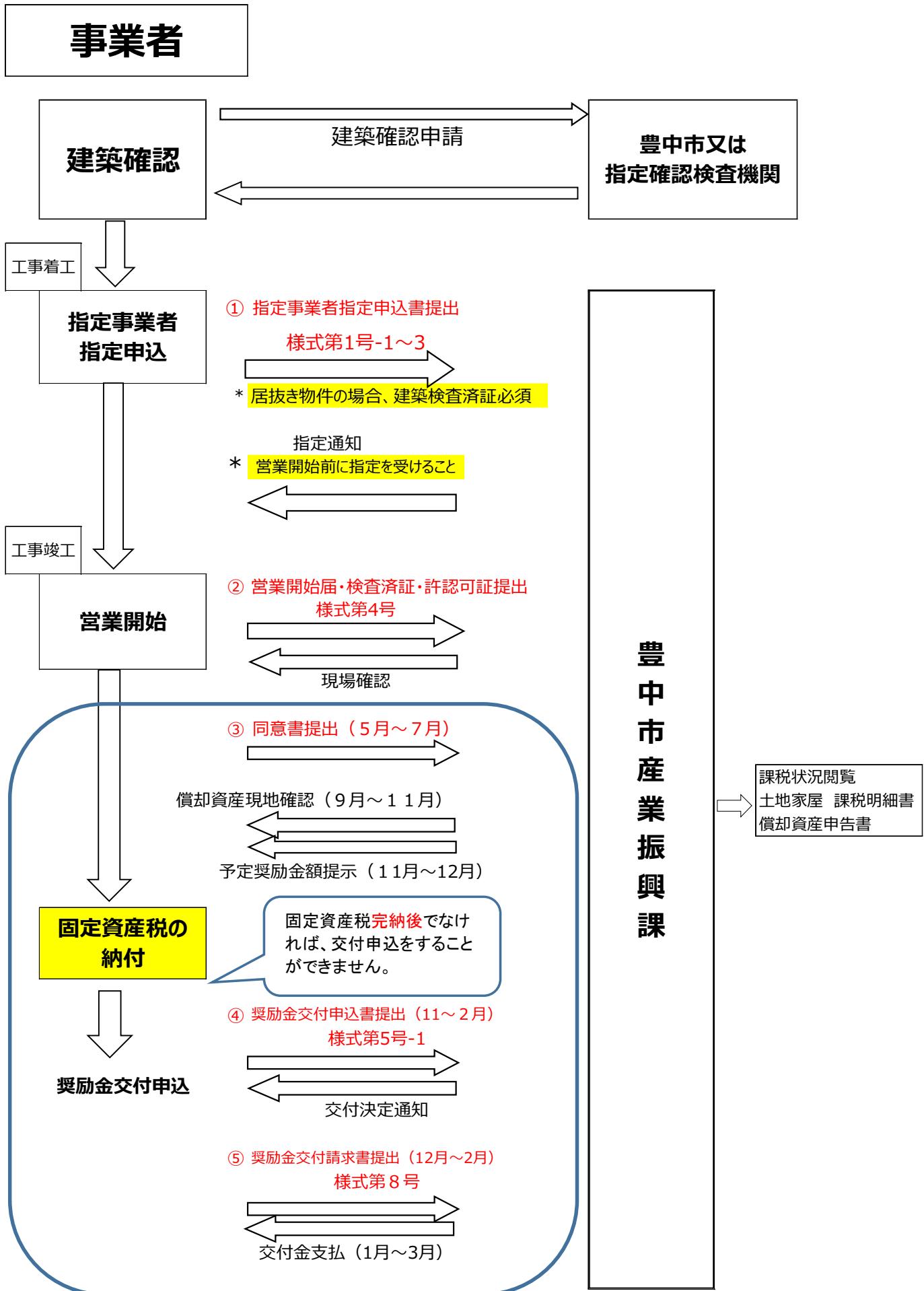
豊中市都市活力部産業振興課（市役所第1庁舎5階）

Tel：06-6858-2189

mail：sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp



宿泊施設立地促進奨励金 手続きの流れ



※ 居抜き物件などで検査済証を取得していない場合、ガイドライン調査報告書の提出が必要になります。

※ □で囲まれた手続については5年間（又は10年間）、毎年度行う必要があります。

途中で指定事項に変更（代表者の変更等）が生じた際は変更届（様式第9号）が必要になります。